○文部科学省告示第百十二号

少年院法（平成二十六年法律第五十八号）及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十号）の施行に伴い、少年院法及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十七年六月一日　　文部科学大臣　下村　博文

少年院法及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示

（社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部改正）

第一条　社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年文部省告示第百四十八号）の一部を次のように改正する。

三の3中「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条」に改める。

（免許状更新講習規則第九条第一項第四号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示の一部改正）

第二条　免許状更新講習規則第九条第一項第四号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示（平成二十年文部科学省告示第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二号中「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条」に、「第四条第一項各号に掲げる教科を担当する職員」を「第二十六条に規定する教科指導を行う職員」に改める。

附　則

この告示は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

○文化庁告示第二十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として神奈川県を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年六月一日　　文化庁長官　青柳　正規

（彫刻の部）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
木造大威徳明王像運慶作 像内納入品 一、蓮実製舎利容器　一口 一、大威徳種子・梵字三身真言・梵字愛染真言・梵字千手陀羅尼　一巻 建保四年十一月、源氏大弐殿、法印運慶の奥書がある　一軀	平成二十年文部科学省告示第百十五号	宗教法人光明院	神奈川県横浜市金沢区金沢町二一五

○厚生労働省告示第二百八十七号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第六条の三第五項の規定に基づき、平成五年厚生省告示第二百三十八号（医療法第四条の二第一項の規定に基づき特定機能病院と称することを承認した件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表群馬大学医学部附属病院の項及び東京女子医科大学病院の項を削る。

○厚生労働省告示第二百八十八号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十七年六月一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
わた	除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ1910系統	ダウ・ケミカル日本株式会社

○農林水産省告示第千三百九十七号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年六月一日　　農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十七年五月十一日　第九十七号

二　登録認定機関の名称及び住所

公益財団法人日本食品油脂検査協会　東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

日本国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号